

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	公衆浴場の営業許可取消し・営業停止
概要	公衆浴場法では、公衆衛生上必要と認めるときは、許可条件を附することができます。また、法に基づく、公衆浴場の換気、採光、照明、保湿及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置基準は大阪市公衆浴場法施行条例で定められております。その許可条件又は基準に適合しなくなった場合は、大阪市長は公衆浴場の営業許可を取消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	公衆浴場法（昭和23年7月12日法律 第139号） 第7条
処分基準	1 公衆浴場が、法第2条第4項の規定に基づき附された許可条件を遵守できない営業形態となったとき、又は法第3条第2項の規定に基づく大阪市公衆浴場法施行条例で定める基準に違反し、かつ本市の是正指導に従わない場合は、法第2条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずる。
ホームページ	
備考	